

任意整理の手続きの流れ

任意整理の手続きは下記のような流れで進んでいきます。

① 専門家に委任

司法書士と委任契約をします。



② 借金取り立ての禁止

司法書士により代理人になった旨の通知が債権者（借入先）へ発送されます。

これ以降、債権者から依頼人に対して督促はもちろん、原則として連絡も禁止されます。



③ 借金の減額

司法書士が債務を整理し、消費者金融業者のような出資法に基づいた金利設定を利息制限法の金利で再計算しなおし、債務総額を確定します。



④ 和解交渉

債務者が支払える金額を提案します。

将来利息など債権カットの要求もここで行います。

和解交渉は、司法書士がすべて行います。



⑤ 和解・返済開始

和解が成立すれば、和解案に従って返済開始となります。